

令和2年(ワ)第2509号 著作物(メール)の権利侵害損害賠償事件

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー
(反訴被告) 代表者代表取締役 大竹誠一

被告 天羽優子
(反訴原告)

反訴状訂正申立書2

令和3年7月20日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

被告(反訴原告) 天羽優子 印

頭書事件について、反訴状記載の、「反訴請求の原因 第2 反訴原告の請求について」を、次の通り訂正する。

■ 14項として以下の内容を追加し、

14 反訴被告が送信したメールは、メール1(乙第1号証の2)では主語が「私」「当社」が混在している。メール5,6では反訴被告が当事者となった事件ではなく大竹誠一氏個人が当事者となった事件について記載している。さらに、本訴で争っているメール引用部分の削除を求めた時の文言は「天羽さんと私のメールの遣り取りで私が作成した文章」(乙第2号証)となっている。これらの記述がなされた状況を社会通念に従って考えるなら、反訴原告に対する一連のメール1から7のやり取りの相手は「私」で示される人つまり自然人である大竹誠一氏であって、法人であるウルフアンドカンパニーであることは全く読み取れない。メール引用について反訴原告に削除を求めた際に、反訴被告は、一連のメールの送受信は大竹誠一氏個人によるものであることを十分に意識してそのように書いたはずである。

ところが、反訴被告は、本訴における原告は大竹誠一氏個人ではなく株式会社ウルフアンドカンパニー(法人)であると主張している。にもかかわらず、メール1から7の著作権が法人に帰属することの要件は今に至るまで示されておらず、立証が何もなされていないに等しい。これまでに反訴被告が送信したメールの内容及び本訴における立証の内容からは、メール1~7の著作者は大竹誠一氏個人であって、反訴被告であるとは全くいえないのである。

反訴被告は、メール1～7の著作者ではないにも関わらず、著作権侵害を理由として訴訟を提起し、いたずらに反訴原告を法的紛争に巻き込んだのである。

■「反訴請求の原因 第2 反訴原告の請求について」14項を15項に修正し、内容を以下のように変更し、

15 慰謝料等

真摯に訴訟追行する意志がないにもかかわらず、反訴被告が訴訟を提起したことによって、反訴原告は訴えに対応せざるを得なくなり、相当の時間的・精神的負担と余分な出費を余儀なくされた。

その上、反訴被告は本訴の当事者として明らかに適格を欠いていることもわかってきた。反訴被告はそもそもこのような訴訟を提起すべきではなかった。

このような反訴被告の行為は、もっぱら法的救済以外を目的として訴訟制度を利用して他人に損害を発生させるものであり、不法行為である。さらに、反訴を提起せざるを得なかったことについても時間的・精神的負担が生じた。反訴原告が被った損害に対する慰謝料としては、100万円が相当である。

なお、訴訟恫喝に対する損害賠償請求は、既に山形地裁令和2年（ワ）第194号の方で行っているため、本件請求には含まれていない。

■ 反訴請求の原因 15項 を 16項に

それぞれ訂正する。

以上